

- 道路占用等の手続きについて -

道路を特別に使用する場合や、道路管理者以外の者が道路に関する工事等を行う場合には道路法による申請及び許可が必要となります。

道路法第24条による申請

道路に関する工事を行うとき（乗り入れ口の拡幅、側溝布設等）

道路法第32条による申請

道路に工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用するとき（道路占用の形態によっては道路占用料が徴収されることがあります）

1. 許可申請するときには許可申請書の他に次の書類等が2部必要です。

位置図（住宅地図のコピー等）

平面図（工事前の現況平面図及び工事後の計画平面図）

道路の舗装復旧図（路線によって舗装復旧方法が異なります）

横断図、構造図等

保安施設設置計画図

現況写真

その他道路管理者が必要とする書類及び図面

* 許可申請書を提出してから許可が出るまで、通常1～2週間ほどの期間を要します。

2. 工事が始まる3日前までに工事着手届の提出が必要です。（1部）

工事着手届

警察署長の道路使用許可の写し

3. 工事が終わったら工事完了届の提出が必要です。（1部）

工事完了届

工事着手前の現況写真及び工事完了後の完成写真

その他、不明な点等がありましたら下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先：土木課庶務・管理係 ☎022-384-2111（内線）214